

平成十九年七月十日受領  
答弁第四五八号

内閣衆質一六六第四五八号

平成十九年七月十日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員逢坂誠二君提出食肉加工会社「ミートホープ（株）」の加工用食肉偽装問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員逢坂誠二君提出食肉加工会社「ミートホープ(株)」の加工用食肉偽装問題に関する質問  
に対する答弁書

一について

お尋ねの問題については、農林水産省の調査によれば、昨年二月に、ミートホープ株式会社(以下「ミートホープ社」という。)が挽肉(牛挽肉、豚挽肉及び牛豚合挽肉)に牛の血小板、とり皮、豚の内臓等を混ぜ販売している等の情報(以下「表示一一〇番情報」という。)が北海道農政事務所地域第九課に提供されたところであり、農林水産省本省へは、昨年三月に表示一一〇番情報が伝えられている。この後、本年六月二十二日から二十四日までの間に農林水産省の職員により行ったミートホープ社に対する立入検査により、牛挽肉に豚挽肉等を混入させ牛挽肉と表示して販売していたこと等の一連の不適正な行為を農林水産省が確認し、総理大臣官邸へ報告したところである。

二及び三について

農林水産省の調査によれば、昨年二月に、表示一一〇番情報が北海道農政事務所地域第九課に提供されたところであるが、当該情報の提供者が、情報提供時点において、ミートホープ社内部の者であったとい

う事実は確認されていない。

四、五及び六について

農林水産省の調査によれば、北海道農政事務所において、表示一一〇番情報を基に受付カードを作成し、当該カードを、同事務所の担当者が、昨年三月二十四日に北海道庁生活振興課へ自ら持参したと述べている。なお、同月二十七日に、同事務所の担当者が、北海道庁へ回付した旨を農林水産省本省へ電子メールで報告しており、この際、当該担当者が、農林水産省本省からの電話での問い合わせに対して、持参日を

「二十四日」と答えたやりとりがあったと、同事務所の他の職員が述べている。